



中国税関との 人事交流について



関税局監視課保税調査官
(前税関研修所研修・研究部教官)
古島和男

はじめに

昨年（2008年）の我が国の対中貿易は、輸出は12兆9,500億円で世界第2位、輸入にあっては14兆8,300億円で世界第1位の貿易相手国となっており、また、同年の中国の対日貿易は、輸出が1,161億米ドルで世界第3位、輸入は1,507億米ドルで世界第1位となっている。

このような状況の中にあって、輸出入貨物の通関手続を掌る関税局・税関としては、中国税関との間でさまざまな交流を行い、両国の貿易の円滑化や水際における効果的な密輸取締り等に努めているところである。

昨年、財務省関税局と中国税関総署¹は、税関研修所と上海税関学院の教官を相互に派遣し合い、両国の関税制度や税関手続等について講義を行うとともに、相手国の関税制度についての調査を行った。

人事交流の背景

日本と中国の税関当局間では、2000年5月より財務省関税局長と中国税関総署署長の税関当局のトップ同士で税関行政が直面する密輸取締りや貿易円滑化等の共通の諸問題について意

見交換（日中税関協力会議）が行われている。

2007年4月には、東京において日中韓3か国の関税局長・長官会議が行われ、その際の日中税関協力会議において、財務省税関研修所と中国税関上海税関学院との間で教官の交流を行うことが合意された。

この交流の目的としては、これまで日中間における税関職員の交流については、実務担当者の交流が主であり、中国税関職員を我が国に受け入れ専門的な研修を行ったり、我が国の税関職員を中国に短期派遣し、特定の税関業務のセミナー等を行ってきたが、実務担当者以外においても、実際に両国で行っている研修の教官を相互に派遣し、両国の関税制度や税関手続等を教授しつつ、相手国の制度・手続を知ることによって双方の税関のレベルアップを図ろうとするものである。

活動内容等

1. 上海税関学院の概要

中国税関における税関職員の研修施設としては、海関総署の直属機関として上海市に所在する「上海税関学院」と河北省秦皇島市に所在する「秦皇島税関学校」がある。また、各地方税

¹ 税関総署は、中華人民共和国国務院の部級の直属機関であり、中国税関の指導機関として全国税関を統一管理している。

関にも研修施設を有しており、新規採用研修や個別の税関業務に関する研修を実施している。

上海税関学院は、中華人民共和国設立後の1953年に「上海税関学校」として設立されているが、その前身は1908年の清朝時代に北京に設立された「税務学堂」であり、世界で最も早くに設立された税関の高等専門教育を施す学校の一つである。

上海税関学院は、税関職員のための研修施設であるとともに、税関業務に関する高等専門学校であったが、平成19年に現在の上海税関学院に改称し、国務院教育部の批准を得て高等学歴教育を目的とした全日制の普通大学の資格を有している。この点においては、財務省税関研修所と異なるところであり、当研修所が国内又は海外の税関職員に対する研修施設であるのに対して、上海税関学院は、税関職員に対する研修施設であるほか、通関士に対する研修も行っているとともに、一般の大学として、将来の税関職員や貿易関係業務に携わる者の教育機関²でもある。

税関職員に対する研修は、中国税関の幹部職員（処長級以上）に対する研修、税関業務の専門研修が行われており、それ以外の中堅管理者研修や初級管理者研修などは、「秦皇島税関学校」で行われている。また、同学院は、財務省税関研修所と同様に、2004年6月にWCO（World Customs Organization：世界税関機構）のアジア・大洋州地域研修センターに認定されており、WCOをはじめとする国際機関が実施する地域セミナーやワークショップ、他国税関職員に対する受入研修も実施されている。

上海税関学院には、約260名の教職員が在職しており、そのうち専任教師137名（うち教授19名、准教授36名）がいる。ただし、そのほ



「関魂」石碑



研修棟



教室棟



図書館



文化娯楽施設（左）と事務所棟

とんどが税関職員ではなく、同学院に採用された職員であり、この点においても財務省税関研修所との違いがある。

施設面においては、約250,000m²の敷地内に教室棟、研修棟、食堂のほか、学生寮、職員宿舎、図書館、文化娯楽施設、室内温水プール、運動場などの充実した設備があり、また、池、小川、芝生等もあって環境面も十分整備されている。

2. 上海税関学院における活動内容

(1) 日本の関税制度等の紹介

上海税関学院においては、同学院の要請により法学部の学生及び教授に対して日本の関税制度に関する講義を行った。

内容的には、日本の概況から始まり、日本税

² 上海税関学院には、税関管理学部、経済学部、法学部、外国語学部があり、現在、1,743名が在籍している。

関の概要、日本の貿易概況、日本の法律体系、日本税関の関係法令、日本税関の通関管理状況・税収管理状況、日本税関の密輸取締体制・密輸取締状況・摘発事例等について説明し、それぞれについて質疑応答を行った。

今回の講義においては、我が国の関税制度の基本的な事項について、それぞれ約 40 名に対して 2 時間の講義を行ったが、例えば、「日本税関の服務状況を監査する組織／機関はあるか?」、「日本税関の消費税の徴収手続等はどうなっているのか?」、「日本税関の貿易統計の計上方法は?」というような税関の体制や業務内容の質問があったほか、「差額関税と WTO 協定（内国待遇）との整合性は?」、「重加算税と犯則処分との関係は?」、「関税法の罰則規定と刑法との関係は?」など法律関係の質問があるなど、我が国の関税制度等に興味を持ち、真剣かつ熱心に聴講しており、学生の質の高さを感じるものであった。

(2) 中国の税関行政・関税制度の調査

中国の税関行政・関税制度について簡単に紹介すると、まず、中国税関の任務・職責は、①輸出入貨物の管理監督、②関税等の徴収、③密輸の取締り、④貿易統計の編成の 4 つを基本任務としており、これらの 4 大任務に基づき、通関管理、税収管理、加工貿易及び保税管理、税関統計、税関調査、密輸阻止、港湾管理の 7 項目の職責を担っている。また、近年においては、世界情勢の変化に応じて、知的財産権保護、原産地規則の調和、国際貿易紛争の解決、テロ対策、環境保護、マネーロンダリング対策などにも力を入れているところである。

中国の関税率の形態については、我が国と相

違する点として、輸出関税³が設定されていることが挙げられるが、輸入関税については、ほぼ同様と言える。輸入関税率は、2002 年の WTO 加盟を機に従来の普通税率及び優遇税率から最恵国税率、協定税率、特惠税率、普通税率、暫定税率となっている。平均関税率は、WTO 加盟前の 15.3% から 2002 年は 12% 台までに引き下げられ、2009 年は 9.8% となっており、年々低下している。また、近年においては、地域間又は二国間の貿易協定を締結しており、アジア大洋州貿易協定（2002 年 1 月発効）、中国－ASEAN 経済協力協議（2005 年 7 月発効）、中国－パキスタン自由貿易協定（2005 年 12 月発効）、中国－チリ自由貿易協定（2006 年 10 月）、中国－ニュージーランド自由貿易協定（2008 年 10 月発効）、中国－シンガポール自由貿易協定（2009 年 1 月発効）があり、それぞれ地域又は国の原産品に対しては協定税率を適用している。なお、香港及びマカオの特別行政区と中国本土との貿易については、同地域の特殊性を鑑み、CEPA（Closer Economic Partnership Arrangement：経済貿易緊密化協定）を締結し、1 国 2 制度を採用している。

中国の関税制度や税関手続を調査するに当たって、苦労した点を述べると法令関係が非常に複雑であるというところにある。

中国の税関関係法令は、税関総署が所管する法律として「税関法」があり、この法律が税関手続の基本法律である。

日本の場合、税関手続を規定する法律として関税法、関税定率法及び関税暫定措置法を基本とし、その他の所管法律として、通関業法、とん税法及び条約に基づく特例法などがあるが、中国の場合は、税関法のみである。その反面、

³ 2009 年においては、うなぎの稚魚、小麦、米、穀粉、大豆、鉱石、りん、鉄鋼、銅、ニッケルなど 98 税目に輸出一般税率が設定されており、そのほか輸出暫定税率 331 税目、輸出特別税率 31 税目が設定されている。



上海税関学院研修部教官と

具体的な手続等を規定している政令や省令については、日本の場合、関税法－関税法施行令－関税法施行規則というように基本的には法律－政令－省令が一連となっているのに対して、中国の場合は、税関法の下に個別の税関業務毎に国务院令（我が国の政令に相当）と税関総署令（省令）が制定されており、国务院令は約 30、税関総署令は約 140 あるとともに、我が国の告示に相当する税関総署公告が毎年 80～100 近く発出されている。

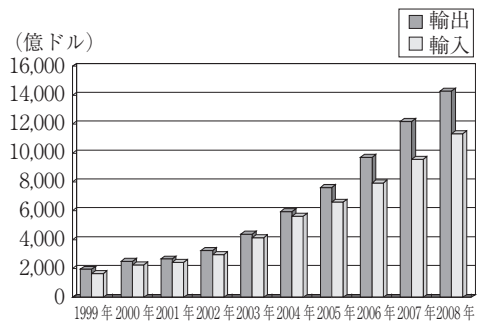
中国の関税制度等を調査するに当たって、私自身、中国の法体系に不慣れなところがあるとは思いますが、これら多くの政令や省令に目を通すのに多くの時間を要した。あくまでも私見ではあるが、中国の税関関係法令について問題点を挙げるとしたら、1987 年に制定された税関法（旧税関法）を 2000 年に全面改正（現行税関法）して以来、一度も改正されることなく、社会情勢に応じた関税制度や税関手続の見直しは、国务院令や税関総署令を新設又は改正して行われているところにある。このため、政令や省令が多く存在し、実際に貿易に携わる輸出入者、通関業者、運送業者等にこれらをすべて理解されているかという不安を感じた。中国の法体系や法令の制定・改定手順の問題はあるとしても、もう少しシンプルにならないものかと思ったところである。

おわりに

今回の出張に当たり、我が国の関税制度等が十分理解され、中国税関にとって参考になったかは現在のところ未知の部分であるが、今後更にこのような人事交流が行われ、日中両国はもとより周辺地域においても貿易の円滑化や密輸阻止などといった税関の使命を果たす一助になればと考えている。

（参考）中国の貿易統計

1. 輸出入総額の推移（1999 年－ 2008 年）



2. 国（地域）別輸出入額（2008 年）

